|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国連 | CPD/C/NLD/CO/1 |
| United Nations logo | **障害者権利条約** | 配布：一般2024年9月27日オリジナル：英語 |

**障害者権利委員会**

 オランダ王国の初回報告に対する総括所見[[1]](#footnote-1)\*

I. はじめに

1. 委員会は、2024年8月15日に開催された第725回および第726回会合[[2]](#footnote-2)において、オランダ王国の初回報告[[3]](#footnote-3)を検討した。委員会は、2024年8月30日に開催された第747回会合で、本総括所見を採択した。
2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成されたオランダ王国の初回報告を歓迎し、委員会が作成した締約国への事前質問事項[[4]](#footnote-4)に対する書面による回答[[5]](#footnote-5)に感謝する。
3. 委員会は、締約国代表団との建設的な対話に感謝する。委員会はまた、条約第33条（2）に基づく、国内人権機関および独立監視機構としてのオランダ人権機関の積極的な参加に感謝する。

II. 肯定的な面

1. 委員会は、2016年の条約批准以来、障害のある人の権利を促進し、条約を実施するために締約国がとった措置を歓迎する：

 (a)国および市町村レベルの障害のある人を代表する団体を通じて彼らと緊密に協議しながら、2024年2月に条約実施のための国家戦略を策定し、採択した；

 (b) 政府が条約の選択議定書を批准すると決定した；

 (c) 2023年2月、憲法第1条を改正し、障害を差別事由のひとつに含めた；

 (d) 2025年1月施行予定の法律によって、「障害または慢性疾患を理由とする平等待遇に関する法律」を含む国内平等待遇法をオランダ王国のカリブ海地域に導入することを政府が決定した；

 (e) 障害のある若者とその家族への支援を改善するため、2015年に制定された児童青少年法（Child and Youth Act）の一部を改正する「青少年改革アジェンダ2023-2028」を2023年6月に採択した；

 (f)　2021年にオランダ手話言語を公用語として認めた；

 (g) 商品、サービス、デジタルコンテンツなど様々な分野にわたる障害のある人のためのアクセシビリティ基準を定めた欧州アクセシビリティ法を実施するため措置をとった。

III. 主な懸念事項と勧告

A. 一般原則と義務（第1～4条）

1. 委員会は、締約国が、条約の特定の条文に対する解釈宣言を撤回する意向がないことを懸念する。これは、障害のある人の権利の完全な実現を制約するものである。
2. **委員会は、障害のある人の権利の完全な保護と促進を確保するため、解釈宣言を撤回する措置をとるよう締約国に勧告する。**
3. 委員会は、締約国が条約の選択議定書を批准する意向を伝えているが、まだ批准手続きを完了していないことに留意する。
4. **委員会は、締約国に対し、条約の選択議定書を批准する手続きを速やかに完了するよう勧告する。**
5. 委員会は、オランダ王国のカリブ海地域における条約の批准と実施のスケジュールについて懸念している。
6. **委員会は、締約国に対し、オランダ王国のカリブ海地域における条約の批准と完全実施を促進し、明確な目標、スケジュールおよび指標を伴う条約実施計画を策定するよう勧告する。さらに、委員会は、締約国に対し、オランダ王国のカリブ海地域において、障害のある人を代表する団体を通じた障害のある人との緊密な協議とその積極的な参加のためのプロセス、および実施プロセスの独立した監視メカニズムを確立するよう勧告する。委員会は、締約国に対し、オランダ王国のカリブ海地域において条約を迅速に実施し、障害のある人がその権利を完全に享受できるようにすることを求める。また、すべての新しい立法を障害の人権モデルに基づくものとするよう勧告する。**
7. 委員会は次のことを懸念する。

 (a) 条約のすべての条項と原則に対応する包括的な戦略がないため、条約が国内法に完全に組み込まれていない；

 (b)　既存の法律、政策、規則が条約に基づく義務に適合しているかどうかを確認するための、また条約の遵守を確保するための立法措置が取られることを確保するための、既存の法律、政策、規則を見直す体系的なプロセスが欠如している。また、国や市町村レベルを含むあらゆるレベルの政府の間で条約の実施に調和がとれていないため、障害のある人への保護と支援に一貫性がなく、非常に不均一なものとなっており、条約に基づく障害のある人の権利が侵害されている；

 (c) 特に、インクルージョン政策（inclusion agenda）を策定する法的義務、公共サービスのアクセシビリティ、社会的支援の提供、障害者団体への資金援助などの分野において、市町村間で条約の実施にばらつきがあり、また市町村間で連携が取れていない。これらは障害のある人にとって障壁となり、その生活を大きく乱し、社会への完全参加を妨げる可能性がある。また同時に、条約に基づく権利を認めている法的枠組みと、その実際的な実施状況や障害のある人が経験する日常的な現実との間にギャップが生じている；

 (d) 司法や行政機関は、条約に照らして国内法を解釈するべきところがある分野であっても、通常はそれを行わないという事実がある。

1. **委員会は、締約国に以下のことを勧告する：**

 **(a) 条約の下で確立されたすべての原則、義務、権利をすべてのレベルの**政府**でメインストリーム化し、すべての法律と政策を障害の人権モデルに沿ったものとする包括的な戦略を策定する；**

 **(b)** **条約に基づく義務を遵守するのに必要な立法措置を明確にするため、既存の法律、政策、規制を体系的に見直す。また、障害に関する明確な理解を反映し、条約に基づく権利を促進、保護、履行するための措置を含む、人権に基づく行動計画を策定する；**

 **(c) すべての市町村での条約の効果的な実施を確保するための国内基準およびガイドラインを確立し、自治体に適切な資源および研修を提供し、特に支援サービスの質およびインクルージョン政策の確立に関連して、市町村が条約に基づく義務を果たすことを支援する。そして、障害のある人が他の市町村に引っ越す場合に、生活の全分野のサービスと支援が継続されるよう市町村間の明確な意思疎通と調整を確保する戦略を策定する；**

 **(d)** **司法機関および行政機関が、その主張の根拠としてであれ、国内法の解釈の指針としてであれ、個々の事案において条約に定められた権利を一貫して効果的に適用する。**

1. 委員会は次のことを懸念している。

(a) 障害のある女性を含む障害のある人の政策及び意思決定過程への参加の欠如、及びその結果生じる障害のある人に特有の要求への対処の失敗。また、政府のあらゆるレベルにおける障害者団体との協議及び障害者団体の関与のための仕組みの不備を含む、法律、政策及びプログラムにおける障壁。および、国内及び欧州の規格統一プロセスに障害者団体が他の団体と対等に参加する際に直面する障壁があり、アクセシビリティ基準の策定に影響を及ぼしていること；

 (b)　障害者団体が公的な意思決定に参加できるようにするための財政的支援の欠如と構造基金（structural funding）の不足。

1. **委員会は、一般的意見第7号（2018年）**（訳注　「条約の実施と監視における、障害のある人の参加」に関する）**を想起し、締結国が障害のある人とその代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 **(a) 障害のある女性および少女を含む障害のある人の、すべての政策および立法過程への参加を確保するための包括的な戦略を策定し、実施すること。これには、オランダ王国のカリブ海地域も含め、障害のある人との定期的な協議および障害のある人の積極的な関与のためのメカニズムが含まれ、また、障害のある人を代表する組織が効果的な参加のための能力を構築し、障害のある女性および少女が、その代表組織を通じて、あらゆる分野およびあらゆるレベルで効果的な参加を促進できるようにするための適切な資源および支援が含まれる。また、条約実施のための国家戦略策定への参加のためのインフラを創出する明確な戦略の採用を優先目的とすること。；**

 **(b) 政府のあらゆるレベルにおいて、あらゆる規模の代表組織を通じて、すべての障害のある人が参加できる財政的条件を整えるための政策を採択すること。ここには長期的かつ組織的な支援を確保する政策が含まれる。**

B. 具体的な権利（第5～30条）

 平等及び無差別（第5条）

1. 委員会は、障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害（psychosocial disabilities）のある人が、既存の法的規定にもかかわらず、さまざまな形態の汚名と差別に直面し続けていることを示す研究およびデータに懸念をもって留意する。委員会はまた、以下のことを懸念する：

 (a) 教育分野が差別禁止法から除外されている；

 (b) 地域や機関によって、政策の実施や実践に格差があり、障害のある人への保護や支援の大きな相違が生じ、条約上の権利を侵害している；

 (c) 政策や法律における交差性への配慮の欠如、特に、複数の理由による差別を経験する可能性のある障害のある人の要求や経験に対処する措置の欠如、および彼らが直面する複数の交差する障壁に対処する措置の欠如；

(d)　差別を経験している障害のある人のための苦情申し立て手続き、法的救済、補償制度の利用の可能性が限られている；

 (e）裁判所が使用するデータ収集システムに障害、性別、年齢に関するデータがないため、差別の交差性を監視することができない。

1. **委員会は、一般的意見第6号（2018年）**（訳注　「平等及び無差別」に関する）**および持続可能な開発目標のターゲット10.2および10.3**（文末訳注　1）**を想起し、締約国に勧告する：**

 **(a)** **障害及び慢性疾患を理由とする不平等待遇に関する法律を改正し、インクルーシブ教育を受ける権利を明示する；**

 **(b)** **すべての地域と機関において、差別撤廃の方針と実践が一貫して適用され、実施されるよう、明確なガイドラインと手順を作成し、実施する；**

 **(c)** **条約実施の国家戦略で交差性の問題を具体的に取り上げる；**

 **(d) 苦情申し立て手続きおよび救済メカニズムの有効性と、障害のある人とその代表組織にとってのアクセシビリティを確保する；**

 **(e)** **あらゆる生活領域における差別の交差性に焦点を当て、適切な対策を講じるため、障害、人種、ジェンダー、年齢、民族、その他の社会的立場について、分類された（disaggregated）データを体系的に収集する。**

 障害のある女性（第6条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 障害のある人の権利に関する男女平等の法律と政策がない；

 (b) 障害のある女性と少女の権利を守る政策、プログラム、措置がない。とくに家庭内暴力や性的暴力のケースが挙げられる；

 (c) 障害のある女性および少女の地位向上とエンパワーメントを目的とした政府の行動計画がない。また、障害のある女性および少女の立場が国家的課題に位置づけられていない；

 (d) 障害のある女性は、他の女性や障害のある男性よりも、性的暴力を含む暴力の被害者になる可能性が高いにもかかわらず、ジェンダー平等政策や障害政策に障害のある女性が明確には含まれていない。また、政策立案者の間でジェンダーと障害の交差に対する認識が不足している。

1. **委員会は、一般的意見第3号（2016年）**（訳注　「障害のある女子」に関する）**および持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2および5.5**（文末訳注２）**を想起し、締約国に対し、障害のある女性と少女と、その代表する団体を通じて緊密に協議して、次のことを****行うよう勧告する：**

 **(a)** **障害のある女性が社会のあらゆる側面で平等な権利を享受できるための基盤とするため、障害のある人の権利に関して男女平等を保障する具体的な法律や政策を制定する；**

 **(b) 障害のある女性および少女の権利を守るための政策、プログラムおよびその他の措置を確立し、とくに彼女たちへの家庭内暴力および性的暴力の防止に重点を置く；**

 **(c)** **障害のある女性の権利が、すべての関連する法律と政策の枠組みにおいて考慮され、政府の計画や課題において大きく特徴づけられるものとする（feature）；**

 **(d)** **障害のある女性の要求に明確に取り組む、ジェンダー平等政策とプログラム、および障害****政策とプログラムを開発し、ジェンダーと障害の交差に関する政策立案者の認識を向上させる。**

 障害のある子ども（第7条）

1. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 障害のある子どもの要求を明確に取り上げた特定の法律や政策がない；

 (b) 障害のある子どもに対する既存の包括的な支援プログラムやサービスが、十分効果的でなかったり、広く利用できなかったりする可能性がある；

 (c) 障害のある子どもに関するデータが体系的に収集・管理されていない；

 (d) 障害のある子どもの、彼ら自身の生活に影響を与える意思決定プロセスへの参加は限られており、参加を支援する規定は存在するものの、彼らの意見が一貫して効果的に考慮されていることを示す証拠は不十分である。

1. **障害のある子どもの権利に関する子どもの権利委員会との共同声明**[[6]](#footnote-6)**を想起し、委員会は締約国に次のことを行うよう勧告する：**

 **(a) 障害のある子どもの権利を明確に取り上げた具体的な法律と政策を策定・実施し、これらの法律が障害のある子どもに特有の要求を考慮し、それに適合した支援を提供するようにする；**

 **(b) 教育、医療、インクルージョンに焦点を当てた、障害のある子どものための包括的支援プログラムを強化・拡大し、これらのプログラムに十分な資金が投入され、広くアクセス可能で、効果的に監視されるようにする；**

 **(c) プライバシーへの配慮と正確な情報の必要性とのバランスを取りながら、障害のある子どもに関するデータを体系的に収集・管理する。そこに、支援サービスを受けている子どもの数、留置されている子どもの数、難民センターにいる子どもの数、人身売買の被害者数のデータを含める；**

 **(d) 障害のある子どもが、彼らに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明できること、および彼らの意見がその年齢と成熟度に従って十分に重視されるためのメカニズムを開発する。そして、彼らの参加を促進するために、年齢、ジェンダー、障害に応じた支援を提供する。**

 意識の向上（第8条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a)　胎児の機能障害を発見するための非侵襲的出生前検査の広範な使用は、妊娠の中絶につながる可能性があり、障害のある人に対する根底にある差別意識を反映している。；

 (b) ダウン症やその他の機能障害と診断された後に妊娠を中絶するよう、医療関係者が親になる予定の人に圧力をかけているという報告や、選択的な妊娠の中絶が増加しているという報告は、障害の医学モデルを促進し、ダウン症やその他の機能障害のある人は価値が低いという社会的認識を強化している；

 (c) 公務員の教育カリキュラムや研修プログラムに障害理解（disability awareness）が十分に盛り込まれていない。啓発活動への障害者団体の関与が不十分である。メディアにおける広報活動のおよぶ範囲が十分でない。特に特定の種類の機能障害に関連して、汚名、固定観念、偏見、有害な慣行、否定的な態度、いじめ、ヘイトクライムと闘う上で、公的啓発キャンペーンが十分に包括的でない。

1. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体（障害児団体、障害のある女性・少女の団体を含む）を通じて彼らと緊密に協議し、その積極的な関与のもとで、以下のことを行うよう勧告する：**

 **(a) 差別的態度と闘い、すべての障害のある人の固有の価値を尊重する啓発キャンペーンを含め、障害のある人の権利と尊厳を守る措置をとる；**

 **(b) 非侵襲的出生前検査を受ける人が、障害のある人に関する固定観念や障害の医学的モデルに関連する価値観を助長しない、包括的な情報と非指示的なカウンセリングを提供され、親が十分な情報を得た上で意思決定できるようにする；**

 **(c)** **包括的な意識向上プログラムおよび対策を採択し、実施し、しっかりした監視・実施メカニズムを確立する。そこには、政策立案者、司法、法執行官、メディア専門家、教育者、障害のある人とともに働くあるいは障害のある人のために働く専門家、一般市民、障害のある子どもの家族を対象とした、汚名と差別と闘うための的を絞った市民意識向上キャンペーンや、障害のある人の権利と障害の人権モデルに関する専門的な研修プログラムなどが含まれる。**

 アクセシビリティ（施設及びサービス等の利用の容易さ）（第9条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a)　既存の法律にもかかわらず、物理的環境、交通、情報、通信の障害のある人へのアクセシビリティを確保する上で格差が残されている。特に既存の建物や商品・サービスに対するアクセシビリティ基準の法的執行の可能性が限られている；

 (b)　市町村計画法を含む締約国の政策へのユニバーサルデザイン・アプローチの組み込みが遅れており、公共調達法や協定におけるアクセシビリティ要件が不十分である；

 (c) 欧州アクセシビリティ法の国内法への完全な取り込み（full transposition）が遅れている。建築環境に関するアクセシビリティ要件の完全実施への意欲が欠如している。アクセシビリティに関する進捗状況および環境計画法に基づく住宅建設令実施の進捗状況の監視義務が欠如している；

 (d)　必須義務であるアクセシビリティ要件にもかかわらず、公的機関のウェブサイトおよびアプリケーションにアクセスできないものが多い。公的機関のウェブサイトおよびモバイルアプリケーションのアクセシビリティに関する2016年10月26日付欧州議会および理事会指令（EU）2016/2102の完全実施の遅れ。政府ウェブサイトのアクセシビリティ宣言で、アクセシビリティ完備との不当な主張を報告している；

 (e)　特に視覚障害のある人に影響を及ぼす、商品やサービスを提供する民間業者のウェブサイトやアプリケーションのデジタル・アクセシビリティの欠如、およびそうした業者のデジタル意識の貧しさがある。

1. **委員会は、一般的意見第2号（2014年）**（訳注　「アクセシビリティ」に関する）**ならびに持続可能な開発目標の目標9およびターゲット11.2および11.7**（文末訳注３）**を想起し、締約国に対し、障害のある人とその代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：** **(a)** **都市部と農村部の両方において、障害のある人が物理的環境、交通、情報、通信を完全に利用できるようにするための包括的な措置を策定し、実施する；**

 **(b) すべてのアクセシビリティ政策にユニバーサルデザイン基準を組み込むことを促進し、環境、製品、サービスが、適応改造（adaptation）や特殊な設計を必要とすることなく、可能な限り誰もがアクセスでき、利用できるように設計されていることを保証する；**

 **(c)** **欧州アクセシビリティ法を完全かつ迅速に国内法に取り込み、その最低要件を上回るようにする。建築環境に対するアクセシビリティ要件を義務化し、国の公共調達プロセスに組み込む。環境・計画法の住宅建設令に従い、公共スペースと建築環境のアクセシビリティを確保する包括的な施行・監視メカニズムを確立する；**

 **(d)**  **公共機関のすべてのウェブサイトおよびアプリケーションが、国内法および欧州規格EN 301 549に準拠し、完全にアクセシブルであることを保証するための措置を直ちに講じる。また、政府ウェブサイトにおけるアクセシビリティ宣言の厳格な検証プロセスを確立し、アクセシビリティ完備という不当な主張を防ぐための定期的な監視を行う；**

 **(e) 商品・サービスの民間プロバイダー、特に医療プロバイダーのウェブサイトやアプリケーションのデジタル・アクセシビリティを高め、デジタル・アクセシビリティに対するプロバイダーの意識を高める。そのために、対象を絞った研修プログラムを実施し、技術支援を提供し、インクルーシブ・デザインの実践へのインセンティブを提供する。**

 生命に対する権利（第10条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a)　法執行官による拘留中に死亡した障害のある人の数が、拘留中に死亡した障害のない人の数と比較してかなり多いこと；

 (b) 最近、安楽死法が改正されたこと。また、知的障害のある人および精神障害のある人による意思決定の適切な支援を 確保するための具体的な保護措置が欠如していること。

1. **委員会は、締約国に以下のことを勧告する：**

 **(a) 「混乱した行動」（confused behaviour）にまつわる既存のスティグマが、法執行官の仕事に悪影響を及ぼさないようにする；**

 **(b)** **新しい安楽死法のもとで、知的障害のある人および精神障害（psychosocial disabilities）のある人が自由意思に基づくインフォームド・コンセントを表明できるように、特に、完全で偏りのない、障害に応じた情報の提供を保証するメカニズムを確立し、不当な影響や圧力から保護する。**

 危険な状況および人道的緊急事態（第11条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a)災害リスク軽減計画や、リスクのある状況で障害のある人を保護するための戦略に、 障害のある人の要求が含まれていない。また、そのような計画や戦略の立案に際して、障害のある人との協議が不十分である；

 (b)緊急事態の間、すべての障害のある人が情報や通信にアクセスできるわけではない、緊急事態における障害のある人の安全や福祉が保証されていないという事実。

1. **災害リスク軽減のための仙台枠組2015-2030、人道的行動における障害のある人のインクルージョンに関する機関間常設委員会ガイドライン**（訳注　機関間常設委員会 Inter-Agency Standing Committee: IASC は1991年の国連総会決議で設立された人道調整フォーラム。このガイドラインは、人道的環境における障害のある人のニーズと権利に関して、人道支援者が取るべき行動を定めている。2019年発行。）**、および緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン**（訳注　障害者権利委員会2022年）**を想起し**[[7]](#footnote-7)**、委員会は、締結国が障害のある人とその代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、以下を含め、****危機的な状況における障害のある人の保護と安全を確保することを勧告する：**

 **(a)** **連邦レベル、地域レベル、市町村レベルの災害リスク対応計画および戦略が、障害のある人を代表する組織を通じて、彼らとの緊密な協議のもとに作成され、あらゆる危機的な状況における障害のある人の特有な要求に明確に対処する；**

 **(b)** **障害のある人がいつでも緊急サービスに効果的に連絡できるようにする。そのために、緊急番号やホットラインを含むすべての通信手段の完全なアクセシビリティを確保し、リアルタイムの通信手段を用いて、テキストメッセージ、ビデオリレーサービス、その他のアクセシブルな通信技術などのサービスへの24時間アクセスを提供する。**

 法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a）　条約第12条に関する締約国の解釈宣言の影響；

 (b) 法的能力の喪失または制限をもたらす代替的意思決定制度の継続的な使用により、法の下の平等に対する障害のある人の権利が認められていないこと。代替的意思決定から支援付き意思決定モデルへ移行するための包括的かつ調整された措置が欠如していること。支援付き意思決定メカニズムがすべてのケースで実施されていないという事実；

 (c) 生活のあらゆる分野における行政後見（administrative guardianship）の弊害。たとえば、銀行サービスを別扱いにしているために被後見人であることが誰の目にも明らかになる特殊な銀行、後見管理者（administrator）を変更する際の高額な費用、被後見人である場合に合法的に入居を拒否される可能性がある事実。

1. **委員会は、一般的意見第1号（2014年）（**訳注　「法律の前における平等な承認に関する」）**を想起し、締結国が障害のある人とその代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 **(a) 条約第12条に対する解釈宣言を撤回する；**

 **(b)** **代替的意思決定を認めるすべての法律と政策を廃止し、障害のある人の意思と選好、および法の下の平等な承認を受ける権利を尊重する支援付き意思決定制度に置き換え、監視メカニズムと無償でアクセシブルな苦情解決メカニズムを含む支援付き意思決定を完全に実施し、オランダ王国のカリブ海地域に支援付き意思決定制度を導入する；**

 **(c)** **住宅協同組合や銀行へのアクセスが、現在の後見制度によって悪影響を受けないようにする。**

 司法へのアクセス(司法手続の利用の機会）（第13条）

1. 委員会は障害のある人の司法アクセスのバリアを懸念する。とくに：

 (a) 障害のある人、特に後見制度または他の形態の意思決定代行制度の下にある障害のある人の法的能力が制限されている；

 (b) 多くの裁判所ではアクセシビリティが制限されており、特に聴覚障害のある人にとって、司法・行政機関における法的手続きのアクセシビリティが制限されている；

 (c) 高額な法律専門家支援（legal aid）および裁判の費用が、給付に頼る障害のある人など低所得者の司法へのアクセスを妨げている；

 (d) 不服申し立て手続きが複雑である、また、アクセシブルな情報が欠如している。

1. **委員会は、障害のある人の権利に関する特別報告者と障害とアクセシビリティに関する事務総長特使が2020年に作成し、委員会が承認した「障害のある人の司法アクセスに関する国際原則と」と、持続可能な開発目標のターゲット16.3**（文末訳注４）**を想起し、締約国に以下のことを勧告する：**

 **(a)**  **司法および行政手続において障害のある人の法的能力を制限する法律を廃止し、司法および行政手続の全体にわたって、他の者と平等にアクセスを保障する；**

 **(b)** **ユニバーサルデザイン、点字、手話言語、アクセシブルなデジタル様式、わかりやすい版（Easy Read）、****解説放送（audio description）、動画文字起こし（video transcription）などの代替・拡張情報通信手段の提供などを通じて、すべての障害のある人が司法・行政機関にアクセスできるようにする；**

 **(c) 経済的なバリアが、特に障害者手当に依存する人の司法へのアクセスを妨げないことを確保するために必要な措置をとる；**

 **(d) 法的手続きを障害およびジェンダーに対応したものにし、障害のある人が明確でアクセシブルな情報と適切な法的援助を利用できるようにし、複雑な法制度をうまく利用し、効果的に権利を行使できるようにするため、彼らに合った助言と支援が受けられる中心的な拠点を設置する。**

 身体の自由と安全（第14条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

(a) 知的障害のある人および精神障害のある人の非自発的収容を認める、強制精神医療法および老年精神科および精神障害（Psychogeriatric Disabled）のある患者のケアと非自発的治療に関する法律の規定；

 (b) 強制的な施設入所に対する苦情を申し立てるための仕組みが複雑で理解しにくいこと、また、利用者カウンセラー（client counsellor）による支援を受ける権利に関する情報が入手しにくいこと；

 (c) 障害のある人の要求に関する研修が、法執行官に対して不足しているという情報。

1. **委員会は、障害のある人の自由と安全の権利に関するガイドライン**[[8]](#footnote-8)**、緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン、および一般的意見第1号（2014年）を想起し、締約国に対し、以下のために必要なすべての立法、行政、政策および司法上の措置をとるよう勧告する：**

 **(a)**  **障害を理由とする強制的な自由の剥奪を認めるすべての法的規定、政策、慣行を見直したり、廃止したりし、条約第14条の解釈宣言を撤回する；**

 **(b)** **家庭内における非自発的措置を含む、非自発的施設収容および処遇に関する監視および評価の強固な枠組みを確立する。その通報義務の遵守を確保するための措置を講じる。****また、障害のある人が強制的施設収容への苦情を申し立てるための、アクセシブルな形式での情報および法的代理人へのアクセスを確保する；**

 **(c) すべての法執行官に、障害のある人の要求に関する研修を提供する；**

 **(d) 2021年6月の欧州評議会への障害のある人の権利に関する特別報告者（Special Rapporteur）と当委員会との共同公開書簡**[[9]](#footnote-9)**を認識し、「生物学および医学の応用に関する人間の権利と尊厳を保護するための条約（Convention for the Protection of Human Rights and Dignity of the Human Being with regard to the Application of Biology and Medicine）」（訳注　欧州評議会の条約で、生物医学分野における人権保護に関する唯一の国際的な法的拘束力のある条約である。1997年、スペインのオヴィエドで署名が開始された。「人権と生物医学に関する条約」、「オヴィエド条約」とも呼ばれる。）の追加議定書または勧告のためのいかなるプロセスへの今後の参加においても、強制的な措置を支持することを控え、精神医療に関する非強制的な枠組みの確立を促進する。**

 拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由（第15条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 障害のある人が本人の同意なしに医学的または科学的な実験に供される危険性がある、条約第15号に対する解釈宣言、ならびに国内法の特殊な状況の場合の例外規定；

 (b)　精神科病院や社会的ケア施設における、障害のある人に対する同意のない投薬や電気けいれん療法などの強制的な医療処置や治療、ケア施設における独房監禁の継続、および精神保健施設においてその使用禁止動議が可決されているにもかかわらず、「テーザー銃」として知られる導電性エネルギー装置（スタンガン）が法執行官により使用されているという報告；

 (c)　苦情の申し立てに際して、多くの障害のある人が仲介者としての「ケア提供者」に依存していること；

 (d) 拷問禁止委員会が青少年施設における子どもの処遇に関して表明した懸念に対処するための措置が、締約国によって十分に講じられていないという報告。そして、超集中的短期観察・安定化部門（ZIKOS: Zeer Intensieve Kortdurende Observatie en Stabilisatie）などの閉鎖的な青少年ケア施設における虐待や暴力に関する障害者団体からの報告。

1. **委員会は、緊急時を含む、脱施設化に関するガイドラインを想起し、締結国が障害のある人とその代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 **(a)** **条約第15条に対する解釈宣言を撤回し、国内法を改正して、自由意思に基づく十分な説明を受けた上での同意なしに、障害のある人に対する医学的または科学的な実験を行うことを明確に禁止する；**

 **(b) 法律、政策および実践において、あらゆる形態の強制的な医療処置および治療を撤廃する。介護施設における独房監禁の使用を中止し、代替手段を開発・実施する。精神保健施設における法執行官による「テーザー銃」の使用禁止を実施し、施設における法執行官の行動を厳格に規制・監視する；**

 **(c) 障害のある人が「ケア提供者」に頼ることなく直接苦情を申し立てることができる独立したアクセシブルな苦情解決メカニズムを確立し、すべての苦情が徹底的に調査され、対処されるようにする；**

 **(d) 閉鎖的なケア施設への子どもの入所を中止し、既存の施設を注意深く監視し、すべての閉鎖的な青少年ケア施設の運営を終了させる。そして、これに代わる地域に根ざした代替ケアと支援の選択肢を利用可能でアクセシブルなものとする。**

 搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 学校における性の健康の促進と保護に関する政策ビジョンにおいて、障害のある生徒の保護に関する規定が不十分であり、また、そこにアクセシビリティ対策が規定されていない；

 (b) 性的暴力を経験したことのある障害のある人の数が非常に多いこと、公的領域でも私的領域でも、障害のある女性と少女が直面する暴力と虐待のリスクが高いこと、性的暴力の被害者である障害のある女性と少女が、性暴力センター、DV相談・通報センター、女性のための数多くのシェルターにアクセスできないと報告されていること、性的暴力と被害者支援サービスに関するアクセシブルな情報が不足している；

 (c) 女性、子ども、高齢者、移民、亡命希望者、難民などで障害のある人に対する、性的虐待を含む暴力の蔓延と性質に関する包括的なデータ収集、調査、監視が欠如している；

 (d)「欧州評議会　女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」（Council of Europe Convention on Preventing and Combating Violence against Women and Domestic Violence）」を実施するための行動計画がないこと。

1. **委員会は、障害のある女性と少女に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃に関する2021年11月25日の声明**[[10]](#footnote-10)**および持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2および5.5**（文末訳注５）**を想起し、締結国が障害のある人とその代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 **(a) 学校環境における性の健康の促進と保護のための方針と対策を見直し、性の健康への障害のある学習者の完全なアクセシビリティと、彼らに対する暴力と虐待の早期発見を確保する；**

 **(b)** **障害のある人、特に女性および少女に対する性的暴力および虐待を防止し、これに対処すべく被害者のための適切な設備が整ったアクセシブルな支援サービスを含む、包括的かつ的を絞った措置を実施する。性的暴力の被害者である障害のある女性および少女が女性のためのセンターおよびシェルターにアクセスできることを保証する。また、そのようなセンターおよびシェルター、ならびに性的暴力、被害者支援サービスおよび通報メカニズムに関する情報へのアクセシビリティを確保する；**

 **(c)** **性別、年齢、機能障害およびその他の関連要因で分類したデータなど、障害のある人に対するあらゆる形態の暴力に関するデータを収集・監視する包括的なシステムを確立し、障害のある人を包摂した総合的な調査を実施する；**

 **(d)** **「欧州評議会　女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」を実施するための行動計画を策定する。**

 個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 医療専門家によって提供される治療の可能性に関する情報やカウンセリングが、依然として障害の医学モデルに基づいているという事実。例えばインターセックスの子どもに関してであり、また、出生前検診を受ける妊婦に提供される情報も同様である。

 (b) インターセックスの人に対して、不同意で不必要かつ元に戻せない医療介入や治療（例えば不妊・去勢手術、ホルモン治療、性器手術など）が、乳幼児期や小児期を含めて、しばしば12歳未満で行われたという報告；

 (c) 障害のある女性に対する強制避妊を認める法的規定と慣行があるという報告。

1. **委員会は、締約国に以下のことを勧告する：**

**(a) 障害に関連する分野において、特にインター****セックスの子どもとその家族および出生前検診を受ける妊婦に対するカウンセリングと情報サービスが、医学モデルではなく、障害の人権モデルに基づいて行われるようにする；**

 **(b) インターセックスの乳幼児や子どもに対する外科手術、ホルモン療法、その他の医療処置を含む、不必要で**元に戻せない**医療介入の実施を厳格に禁止する明確な立法規定を採択する。インターセックスの子どもの家族に対する十分なカウンセリングと支援を提供する。インターセックスの性器切除を受けた人に医療と心理社会的支援を提供する；**

 **(c)** **障害のある人の強制的な避妊を容認する法的規定および慣行が存在する場合はこれを廃止し、避妊に関するいかなる決定も、当該個人の自由かつ十分な情報に基づく同意に基づくことを確保する。**

 移動の自由及び国籍についての権利（第18条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 障害のある亡命希望者および難民への情報のアクセシビリティに関する情報の欠如。ならびに障害のある亡命希望者および難民に携わる専門職の研修および監視に関する情報の欠如；

 (b) 障害のある亡命希望者と難民に関する分類されたデータが体系的に収集されていないという事実。

1. **委員会は、締約国に以下のことを勧告する：**

 **(a)** **亡命希望者、難民、難民に準ずる状況にある人々とともに働く専門職に対し、障害のある人の権利と要求に関する研修を提供し、障害およびジェンダーへの対応手順（protocol）を確立する；**

 **(b) 的を絞った政策やプログラムの開発のための情報を得るため、難民や亡命希望者、難民のような状況にある障害のある人の、権利を支援するために取られた措置の効果を監視するデータ収集メカニズムを確立する。**

 自立した生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）

1. 委員会は懸念以下のことをしている。

 (a) 障害のある成人および子ども、特に知的障害および精神障害（psychosocial disabilities）のある人の施設収容が続いていること、これらの施設における暴力や虐待の報告があること、および脱施設化に向けた明確で実行可能な計画と期間設定（time frames）がないこと；

 (b) 精神保健サービスやパーソナルアシスタンスサービスなど、完全にアクセス可能な地域密着型サービスの欠如；

 (c) 障害のある人にとって手頃な価格でアクセシブルな住宅の不足が続いているとの報告；

 (d) インクルーシブな住居や生活環境の提供に注意が払われていないこと、障害のある人が市町村内で、または、他市町村に引っ越す際に住居や生活環境に関してバリアに直面し、自立した生活を維持する上での問題につながっていること、障害のある人、特に複合的なしてバリアに直面している障害のある人が市町村に支援サービスを申請する際に、官僚的でわかりにくく、長い申請手続きのためにバリアに直面していること。

1. **一般的意見第5号（2017年）**（訳注　「平等及び無差別」に関する）**、緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン、および障害者サービスの変革に関する障害のある人の権利に関する特別報告者の報告**[[11]](#footnote-11)**を想起し、委員会は、締結国が障害のある人とその代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 **(a)優先事項として、すべての障害のある人の小規模滞在介護施設（訳注：グループホーム）を含む、施設入所を廃止すること、および、障害のある成人と子どもの地域社会に根差した環境への移行を支援する、明確な戦略と包括的な行動計画を策定し、実施する。それらは、具体的な期間設定、十分な人的、技術的、財政的資源を含み、実施と独立した監視のための明確な責任を備えたものでなければならない；**

 **(b) 地域社会における精神保健サービスやパーソナルアシスタンスの開発を含め、地域社会に根ざしたサービスを提供し、強化するための計画を策定し、既存のプログラムを実施する。地域社会に住むすべての障害のある人にとって既存のサービスをアクセシブルにする；**

 **(c)** **障害のある人にとって手頃な価格のアクセシブルな住宅の不足を解消するため、あらゆるレベルの政府において取り組みを強化する；**

 **(d)** **インクルーシブ住宅・生活環境に関する、および障害のある人が自立して生活する権利に関する知識と認識を高める。障害のある人が市町村内で、または、他市町村に引っ越す際に直面する混乱を最小限にするため、市町村間の規制と手続きを調和させてバリアを軽減する。市町村における支援サービスの申請手続きを完全にアクセシブルにし、障害のある人が自立して生活するために必要な支援を適時に利用できるようにする；**

 **(e)** **自立して生きる権利の完全な実施を確保するため、障害者支援サービスの提供に特化した欧州連合（EU）からの地域基金を含む資金の配分を再検討する。**

 個人の移動を容易にすること（第20条）

1. 委員会は懸念をもって以下のことに留意する：

 (a) 公共交通機関がまだ障害のある人にとって完全には利用しやすくなっていないため、障害のある人の自由で自立した移動が制限されているという事実。異なる種類の交通機関を組み合わせる際に直面する問題が、調整の問題発生やアクセシビリティの一貫性の欠如につながっていること。公共交通機関の一部がボランティアによって運営されるコミュニティバスに置き換わっており、これがアクセシブルでないことが、いくつかに分けられた（segregated）対象者輸送（target group transport　訳注　障害のある人などを対象とした運送など。）への依存につながっていること；

 (b) 障害のある人がいまだに大きく依存している対象者輸送について、利用可能なものが不足している、時間が守られない、通常の公共交通機関に比べて所要時間が大幅に長いなどといった問題の報告があること；

 (c) 移動補助具の提供に関して、適用される法律や制度、責任を負う当局が異なるため、退職時や市町村間の引っ越し時に支援を再申請する必要があるなど、断片化や行政上のバリアにつながっていること。また、亡命センターの支援組織が提供する移動補助具の範囲に対して、契約上の制限があること、およびそれが補助具の質の低さをもたらしていること。

1. **委員会は、締約国に以下のことを勧告する：**

 **(a) 交通手段や提供事業者を問わず、公共交通機関の完全なアクセシビリティを早急に確保する；**

 **(b) すべての公共交通機関を完全に利用できるようにすることで、対象者輸送の必要性を最小化する一方、その信頼性と効率を改善する；**

 **(c) 支援とサービスの継続性を維持するために、移動補助具の提供に関する法律と規制を調和させる。障害のあるすべての亡命希望者や難民、難民に似た状況にある障害のある人が、それぞれの特定の要求を満たす高品質の移動補助具を利用できるようにする。**

 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 解説放送（audio description）に関する国内法の欠如；

 (b) オランダ手話通訳者の不足と、雇用保険庁（Employee Insurance Agency）による通訳時間の割り当て制限の増大；

 (c)ウェブサイトやメディアサービスなどの公共情報・通信へのアクセスにおいて、障害のある人が直面するバリア。

1. **委員会は、締約国に対し、障害のある人を代表する団体を通じて彼らと緊密に協議し、その積極的な関与のもとで、以下のことを行うよう勧告する：**

 **(a) 公共および民間のメディアにおける解説放送の提供を保証する法律を制定する；**

 **(b)** **オランダ手話通訳者の不足に対処し、聴覚障害のある人のために公平かつ十分な通訳時間の割り当てを確保するための措置を講じる；**

 **(c) さまざまなアクセシブルなコミュニケーション様式の開発、促進、使用のために十分な資金を割り当てる。それには点字、盲ろう通訳、手話言語、わかりやすい版、平易な言語、解説放送、動画文字起こし、字幕、触覚による拡張・代替コミュニケーション手段が含まれるが、これらに限定されない。**

 プライバシーの尊重（第22条）

1. 委員会は、医療分野以外の機密データの交換を規制する法律がないこと、また、ケア・強制法および強制精神医療法の範囲外の医療データおよび医療分野以外のデータの処理に関する規則が明確でないことを懸念している。
2. **委員会は、締約国に対し、必要不可欠な情報のみが収集されるようにすることで、障害のある人が保険や社会手当、受給資格を申請する際に提供しなければならない個人情報や医療情報を最小限に抑えるための、明確な規則を制定するとともに、個人情報の開示への不当な圧力から個人を保護する措置を講じるよう勧告する。**

 家庭と家族の尊重（第23条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 条約第23条の解釈宣言；

 (b) 知的障害のある人および精神障害（psychosocial disabilities）のある人の親権、結婚の権利、親になる権利に関する国内法上の制限；

 (c)　専門家が、知的障害のある人および精神障害（psychosocial disabilities）のある人の状況を「子育てには不適」と評価し、そのような人の避妊を支持し、家庭を持つことを思いとどまらせているという事実。

1. **委員会は、条約第23条に関する解釈宣言の撤回についての進行中の議論について、建設的対話の間に締約国から提供された情報を歓迎する。委員会は、締約国に以下のことを勧告する**：

 **(a)** **条約第23条に関する解釈宣言を撤回する；**

 **(b) 知的障害のある人および精神障害のある人の子どもの監護、結婚、親になる権利を制限する国内法の規定を見直し、支援された意思決定モデルを設定する規定に置き換えるための具体的な措置をとる**；

 (c)  **障害のある人の****生殖の健康と権利およびいかなる差別もなく自律的に意思決定する権利に関する、教育・啓発プログラムおよび医療専門職への研修を含め、障害のある人の生殖の健康と権利を守る措置をとる。**

 教育（第24条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a)　二重教育制度（dual education system）（訳注　特別学校と通常学校という別建て制度のことか？）が永続していること、および質の高いインクルーシブ教育を発展させるための「インクルーシブ教育に向けた道2035（Path towards Inclusive Education 2035）」の作業アジェンダ（Work Agenda）に、具体的な目標、スケジュール、評価が欠けていること；

 (b) 特別教育を受ける子どもの数の多さと増加、特別学校への待機者の増加、義務教育法第5条aに基づく義務教育免除の可能性と免除の件数の増加；

 (c) インクルーシブ教育を受ける障害のある子どもの権利とインクルーシブ教育方法について、一般教育教員に提供される研修が限られている；

 (d) インクルーシブ教育に必要な支援を一般校で受けられないこと、特に、あらゆる種類の機能障害、とくにろうや聴覚障害の生徒を考慮した合理的な配慮がなされていないこと；

 (e) 障害のある学生が高等教育を受けるのをあきらめさせらているという報告など、障害のある学生へのスティグマに関する報告。

1. **委員会は、一般的意見第4号（2016年）**（訳注　「インクルーシブ教育を受ける権利」に関する）**および「持続可能な開発目標」のターゲット4.5および4.a**（文末訳注６）**を想起し、締約国に対し、障害のある学習者を含む障害のある人とその代表組織、およびその家族と緊密に協議し、その積極的な関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 **(a)** **知的障害のある子どもおよび精神****障害のある子どもや自閉症児などすべての子どものために、特別教育を廃止して完全なインクルーシブ教育システムの実現に取り組む。現在の実施計画を見直す。そしてインクルーシブ教育への効果的な移行を確保するための具体的な目標、スケジュール、評価の仕組みを確立する；**

 **(b)** **障害のある生徒を受け入れるための一般校（mainstream school）の能力を向上させ、インクルージョンを促進するための研修を含む適切な資源と支援を一般校に提供することによって、特別教育を受ける子どもの数を削減するための緊急措置をとる；身体障害、知的障害または精神障害があり、高い支援ニーズのある子どもなど、障害のある子どもの義務教育免除に関する国内法を改正し、すべての障害のある子どもが教育を受ける権利を行使できるようにする；**

 **(c)** **障害のある子どものインクルーシブ教育の権利およびインクルーシブ教育の指導方法に関して、一般教育（mainstream education）の教師が使用するカリキュラムおよび指導方法を改善する；**

 **(d)** **一般校が完全にアクセシブルであり、障害のあるすべての生徒、特にろうおよび聴覚障害のある生徒のために合理的配慮が確実に提供されるようにする；**

 **(e) 障害のある子どもや成人のために、職業教育や大学教育を含めて、インクルーシブな高等教育へのアクセスを確保する。**

 健康（第25条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 医療従事者は、提供する医療を医学的根拠のみに基づいて決定することができるとする、条約第25条に対する解釈宣言；

 (b) すべての医療手続きにおける、障害のある人の意思、選好、自己決定権が尊重されるようにするための措置の欠如；

 (c) 胎児の機能障害を発見するための非侵襲的出生前検査を受ける女性に対する不適切な感化（undue influence）があるという報告；

 (d) 障害のある人、特に精神障害のある人が保健サービスを受けるのに要する待ち時間と、待ち時間を短縮するための政府の効果的な措置の欠如；

 (e) 医療施設の専門職の、特に目に見えない機能障害に関する知識の不足。また、その結果として起こる、不適切な治療、あるいは行動が非標準的であるとしてしまう判断。さらに、治療や保健ケアの格差につながる、医療提供者の間の、知的障害のある人および精神障害のある人への根強い否定的固定観念；

 (f) 障害のある人、とくに知的障害のある人にとって、複雑な制度や必要とされるデジタルスキル、および市町村間の医療サービスの質や利用可能性、アクセシビリテイの違いの故に生ずる、適切な医療サービスを受ける際のバリア。

1. **委員会は、持続可能な開発目標のターゲット3.7と3.8**（文末訳注７）**を想起し、締結国が障害のある人とその代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 **(a)** **障害のある人が医療を受ける権利を十分に享受できるよう、条約第25条の解釈宣言を撤回する；**

 **(b)** **医療介入を、障害のある人の意思と選好に基づき、自己決定権を尊重したものにする；**

 **(c)** **胎児の機能障害を発見するための出生前スクリーニングを受ける妊婦が、不適切な感化を受けることなく、十分な情報を得た上で妊娠に関する決定を下せるようにする；**

 **(d) すべての障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害のある人でいまだに施設で生活している障害のある人、障害のある子どもおよび女性が、適時に保健医療サービスを受けられるようにし、保健医療サービスを受けるための待ち時間を短縮し、地域社会に根ざした精神保健医療サービスを増加させる；**

 **(e)** **医療従事者に対し、障害のある人の権利、医療提供のあらゆる側面におけるアクセシビリティと合理的配慮の必要性、およびさまざまな種類の機能障害の認識、理解、治療に関する包括的な研修を提供する。また、知的障害のある人および精神障害のある人に対する医療従事者の認識と態度を改善し、否定的な固定観念に対処し、より包括的で尊重的なアプローチを促進するための必修の研修プログラムを実施する；**

 **(f)** **医療サービスのアクセシビリティを向上させ、障害のある人とその家族が医療制度を利用する際の「道案内」（navigating）支援を提供する。**

 ハビリテーション、リハビリテーション（第26条）

1. 委員会は、障害のある人が手術後に帰宅する際や理学療法に関連して、高額で複雑な制度のために直面するバリアについて懸念している。
2. **委員会は、条約第26条と持続可能な開発目標のターゲット3.7**（文末訳注8）**との関連性を想起し、締約国が、地域社会内および締約国のあらゆる領土において包括的かつ分野横断的なハビリテーションおよびリハビリテーションのサービス、プログラムおよび技術への障害のある人のアクセスを確保するための措置をとることを勧告する。**

 労働及び雇用（第27条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a)　障害のある人、特に障害のある女性や青年の高い失業率、また「労働能力が低下」した障害のある人への報酬面での差別が続いている；

 (b) 合理的配慮の拒否、障害者雇用目標を尊重しない官民の雇用主の説明責任を遵守させる措置の欠如など、障害のある人が雇用において直面する差別やバリアがある；

 (c)　障害の表現において、「職業障害」という用語が使われている；

 (d)　障害者雇用の手段としてシェルタード・ワークショップ（sheltered workshops）が使われていることからわかるように、障害のある人の雇用政策を促進するために、障害の医学モデルを使用し続けている。

1. **委員会は、一般的意見第8号（2022年）**（訳注　「障害者の労働及び雇用の権利」に関する）**を想起し、また、持続可能な開発目標のターゲット8.5**（文末訳注9）**に沿って、締結国が障害のある人と、その代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 **(a)** **障害のある人、特に障害のある女性や青年、知的障害のある人および精神障害のある人が経験する制度的・構造的バリアに対処するために国内法を見直し、開かれた労働市場にいる障害のある人の数を増やす措置をとる；**

 **(b)** **官民両部門における障害者雇用の目標に関する協定の実施を必須のものとし、雇用者の義務に関する認識を高め、合理的配慮の提供を促進するための資源を提供することを含め、職場のアクセシビリティと合理的配慮の提供を確保するための措置を強化する；**

 **(c) 労働市場の文脈で、「職業障害」という用語を使うのではなく、障害のある人に適切に言及するよう法律を改正する；**

 **(d)** **シェルタード・ワークショップを利用するという現行の慣行を廃止することを含め、労働市場に関連するプログラム、政策、法律を、障害の人権モデルを反映するよう適合するために必要なあらゆる措置を講じる。**

 相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 障害のある人の貧困のリスクが過度に高いこと、障害のある人の貧困に対処するための施策が欠如していること、障害の人権モデルを用いて政府の政策や計画に適切に情報を提供するための、貧困と障害が交差する体系的な原因を検証する定期的な調査が欠如していること。また貧困、所得格差、ホームレスに関するデータが収集されていないこと；

 (b) ホームレス支援プログラムの恩恵を受けた障害のある人、特に精神障害のある人および知的障害のある人の数に関する情報が不足している；

 (c)　世帯の合計所得によって、障害のある人が社会的給付を受ける金額が決定されるという情報がある。また、長期的な社会的手当への個人負担（personal contributions）（訳注　保険料に相当するものか）が求められる。そのことが、障害のある人、とくに障害のある若者の社会的給付へのアクセスを妨げているという情報がある。

1. **委員会は、条約第28条と、障害の有無にかかわらずすべての人のエンパワーメントと経済的インクルージョンの促進を目的とする持続可能な開発目標のターゲット10.2**（文末訳注10）**との関連を想起し、締約国に以下のことを勧告する：**

 (a) **障害のある人の貧困リスクの増大に取り組み、障害の人権モデルを用いて、貧困削減に関連するすべての研究、調査活動、政策、計画において障害をメインストリーム化する；**

 (b) **障害のある人、特に精神障害のある人および知的****障害のある人が、ホームレスのための住居に平等にアクセスできるようにし、知的障害のある人および精神障害のある人に合わせた、ホームレスのための包括的で学際的なプログラムを開発する；**

 (c) **障害関連費用に対する援助、障害のある人に支給される社会手当、および障害のある人に要求される個人負担の認定と計算において、世帯収入を用いた資産調査に基づく給付を避け、障害を主な要素とすることを保証する。**

 政治的及び公的活動への参加（第29条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a)　障害のある人に対する合理的配慮の否定につながる援助の解釈を反映する、条約第29条の解釈宣言（訳注　第29条に関するオランダの解釈宣言は、第29条の援助とは、身体障害者の場合を除いて投票ブースの外で行われる援助のことと解釈する、としている）；

 (b) 選挙運動を含む、公的・政治的活動への障害のある人の参加の少なさ；

 (c) 投票所や投票ブースの物理的なアクセスの悪さ、アクセシブルな情報の欠如など、投票手続きにおけるアクセシビリティの継続的欠如。

1. **委員会は、締約国に対し、障害のある人およびその代表組織と緊密に協議し、その積極的な関与のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 (a) **条約第29条に対する解釈宣言を撤回し、すべての障害のある人の人権を保障するために、援助を合理的配慮の一形態として含めるよう、法的枠組みを改正する；**

 (b) **政治および公的活動への障害のある人の効果的かつ他者との平等な完全な参加を促進するための措置を策定し、その実施を確実にする。これには、障害のある人の投票権および選挙立候補の機会、および国・地域・市町村レベルでの上級の意思決定ポストに就けることが含まれる。また、持続可能な開発目標の指標16.7.1**（文末訳注11）**を考慮し、公共サービスへの障害のある人の参加を高める；**

 (c) **すべての地域および市町村における投票用具および投票所、ならびに選挙運動のアクセシビリティを確保する。これには、情報の代替・拡張様式による知的障害のある人への支援措置の提供が含まれる。**

 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

1. 委員会は、一部の文化施設、レクリエーション施設、レジャー施設、スポーツ施設のアクセシビリティの欠如と、障害のある人、特に手厚い支援が必要な障害のある人や障害のある子どもによるこうした施設の利用を増やす上での欠陥を懸念している。
2. **委員会は、締結国が障害のある人とその代表する組織を通じて緊密に協議し、彼らの積極的関与のもとで、文化、レクリエーション、レジャーおよびスポーツ施設のアクセシビリティを向上させ、障害のある子どもを含む障害のある人による利用を奨励し、促進するための措置を強化するよう勧告する。**

C. 特定の義務（第31～33条）

 統計および資料の収集（第31条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) オランダ王国のカリブ海地域を含む締約国全体、および保健、教育、雇用、司法制度を含む生活のあらゆる分野における障害のある人の状況に関するデータの収集と公表における欠陥；

 (b) 障害のあるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人、障害のある亡命希望者、障害のある難民や無国籍者、難民のような状況にある障害のある人、一時的な保護下にある障害のある人、障害のある子ども（とくに教育について）、障害のある女性や少女、および、いまだ施設にいる障害のある人の状況に関連するものを含む、分類されたデータの欠如。

1. **委員会は、締約国に対し、「障害統計に関するワシントン・グループ」の生活機能に関する短い質問集と、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会の障害のある人の包摂とエンパワーメントに関する政策マーカーを使用し、年齢、性別、ジェンダー、人種、民族、都市部または農村部、移民、難民または亡命希望者の地位によってデータを分類して、インクルージョンを促進し、障害関連データ収集システムを改善するよう勧告する。そして：**

 (a) **オランダ王国のカリブ海地域を含む締約国全体にわたり、条約に基づく義務の全範囲に関する分類されたデータの収集、解釈、および公的報告のための適切かつ全国的に一貫した措置を確保し、包括的な全国的障害データ枠組みを策定する。また、分類されたデータの収集においてプライバシー法を十分に尊重する；**

 (b) **障害のあるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人、民族的および人種的マイノリティの障害のある人、障害のある難民および無国籍の人、難民のような状況にある障害のある人、一時的な保護下にある障害のある人、障害のある子ども、障害のある女性および少女、いまだに入所施設にいる障害のある人を含む、分類されたデータの適切な収集を確保することを勧告する。**

 国際協力（第32条）

1. 委員会は以下のことを懸念している。

 (a) 締約国の国際協力活動において、「開発に関する欧州のコンセンサス（European Consensus on Development）」（訳注　国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその「持続可能な開発目標」（2015年）への対応の一環として、EUが採択した。）に関するものを含め、障害のある人の全面的な関与の下で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を実施する体系的かつ調整された戦略が欠如している；

 (b） 締約国の国際協力活動において、障害のある女性および少女を含む障害のある人が、その代表団体を通じて体系的かつ積極的に関与し、緊密に協議することが全体的に欠如している。

1. **委員会は、締約国に対し、国際協力協定およびプログラム、特に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施およびすべてのレベルにおけるその目標の達成の監視において、障害のある人を代表する組織を通じて、彼らとの緊密な協議およびその積極的な関与を確保するための具体的な措置を採用するよう勧告する。そして次のことを勧告する：**

 (a) 「**開発に関する欧州のコンセンサス」を含む国際協力活動において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を実施する体系的かつ協調的な戦略を策定する；**

 (b) **国際協力に関する戦略およびプログラムの設計、開発、監視および評価において、障害のある女性および少女を含む障害のある人が、その代表組織を通じて積極的に関与し、緊密に協議することを確保するための措置を確立する。**

 国内での実施と監視（第33条）

1. 委員会は、締約国の国内人権機関がランクAの地位を与えられ、人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則（「パリ原則」）に準拠（訳注　「パリ原則」とは、国内人権機関が政府から独立してその機能を果たすための原則。1993年に国連で採択。また、ランクAは、「国内人権機関世界連盟」による審査結果で「完全にパリ原則に準拠している」ことを示す）していることを認識している。しかしながら、委員会は以下について懸念をもって留意する：

 (a) 締約国がこの条約を実施するために設置した様々な中央連絡先（focal points）間の体系的な調整方法の欠如；

 (b)　オランダ王国のカリブ海地域の障害のある人が、その代表団体を通じて、条約の実施状況の監視に参加することを確保するメカニズムの欠如。

1. **独立した監視の枠組みおよび委員会の作業への参加に関するガイドラインを想起し**[[12]](#footnote-12)**、委員会は、締約国に対し、障害のある女性および子どもを含む障害のある人の積極的な参加と、その代表団体を通じた障害のある人との緊密な協議のもとで、次のことを行うよう勧告する：**

 (a) **条約を実施するために設置された様々な**中央**連絡先の間の体系的な調整方法を確立する；**

 (b) **オランダ王国のカリブ海地域におけるこの条約の実施状況の監視において、障害のある人を代表する組織を通じた障害のある人の完全かつ効果的な関与と参加を確保するためのメカニズムを開発する。**

IV. フォローアップ

 情報の普及

1. **委員会は、本****総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。取らなければならない緊急措置に関して、委員会は、一般原則および義務に関するパラグラフ12、拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由に関するパラグラフ36、および教育に関するパラグラフ54に記載されている勧告に締約国の注意を喚起したい。**
2. **委員会は、締約国に対し、本総括所見に記載されている勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府および国会のメンバー、関係省庁の職員、地方自治体、教育、医療、法律の専門職などの関連する専門家グループのメンバーならびにメディアに、熟慮し行動するために、最新の社会的コミュニケーション戦略を用いて本総括所見を伝達することを勧告する。**
3. **委員会は、締約国に対し、その定期報告の作成に市民社会団体、特に障害のある人の団体を参加させることを強く奨励する。**
4. **委員会は、締約国に対し、本総括所見を、NGOや障害者団体、障害のある本人や家族などに対し、国語と、手話言語などの少数言語で、また、わかりやすい版を含むアクセシブルな様式で広く普及させ、人権に関する政府のウェブサイトで利用できるようにすることを要請する。**

 次回の定期報告

1. **簡略化された報告手続きの下で、委員会は、締約国の第2回から第4回を合わせた報告の提出期限である2030年7月14日の少なくとも1年前に、報告前の質問事項（list of issues prior to reporting）を締約国に送付する。その質問事項に対する締約国の回答が、第2回から第4回までの合算報告を構成する。締約国は、委員会が本総括所見を採択してから1年以内に、簡易報告手続から離脱することができる。**

**文末訳注1：**

**ターゲット10.2は「2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位やその他の状況にかかわらず、すべての人々に社会的・経済的・政治的に排除されず参画できる力を与え、その参画を推進する」**

**ターゲット10.3は「差別的な法律や政策、慣行を撤廃し、関連する適切な立法や政策、行動を推進することによって、機会均等を確実にし、結果の不平等を減らす」**

**文末訳注2：**

**ターゲット5.1は「あらゆる場所で、すべての女性・少女に対するあらゆる形態の差別をなくす」**

**ターゲット5.2は「人身売買や性的・その他の搾取を含め、公的・私的な場で、すべての女性・少女に対するあらゆる形態の暴力をなくす」**

**ターゲット5.5は「政治、経済、公共の場でのあらゆるレベルの意思決定において、完全で効果的な女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保する」**

**文末訳注3：**

**ターゲット11.2は「2030 年までに、弱い立場にある人々、女性、子ども、障害者、高齢者のニーズに特に配慮しながら、とりわけ公共交通機関の拡大によって交通の安全性を改善して、すべての人々が、安全で、手頃な価格の、使いやすく持続可能な輸送システムを利用できるようにする」**

**ターゲット11.7は「2030年までに、すべての人々、特に女性、子ども、高齢者、障害者などが、安全でだれもが使いやすい緑地や公共スペースを利用できるようにする」**

**文末訳注4：**

**ターゲット16.3は「国および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々が平等に司法を利用できるようにする」**

**文末訳注5：**

**ターゲット5.1は「あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」**

**ターゲット5.2は「人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」**

**ターゲット5.5は「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」**

**文末訳注6：**

**ターゲット4.5は「2030 年までに、教育におけるジェンダー格差をなくし、障害者、先住民、状況の変化の影響を受けやすい子どもなど、社会的弱者があらゆるレベルの教育や職業訓練を平等に受けられるようにする」**

**ターゲット4.aは「子どもや障害のある人々、ジェンダーに配慮の行き届いた教育施設を建設・改良し、すべての人々にとって安全で、暴力がなく、だれもが利用できる、効果的な学習環境を提供する」**

**文末訳注7：**

**ターゲット3.7は「2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする」**

**ターゲット3.8は「全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する」**

**文末訳注8：**

**ターゲット3.7は「2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする」**

**文末訳注9：**

**ターゲット8.5は「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」**

**文末訳注10：**

**ターゲット10.2は「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位やその他の状況にかかわらず、すべての人々に社会的・経済的・政治的に排除されず参画できる力を与え、その参画を推進する」**

**文末訳注11：**

**指標16.7.1はターゲット16.7の下にあり、国や地方の各機関における役職者の割合を、性別、年齢、障害のある人、人口グループ別に性・年齢等の人口分布と比較。**

 （翻訳・佐藤久夫、松井亮輔、岡本明）

1. \*委員会第31会期（2024年8月12日～9月5日）で採択。 [↑](#footnote-ref-1)
2. [CRPD/C/SR.725](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.725)および[CRPD/C/SR.726](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.726)[参照](https://documents.un.org/doc/undoc/gen/g19/061/48/pdf/g1906148.pdf?token=uzkthO9dzHQ15Znigm&fe=true)。 [↑](#footnote-ref-2)
3. [CRPD/C/NLD/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/NLD/1) [↑](#footnote-ref-3)
4. [CRCPD/C/NLD/Q/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/NLD/Q/1) [↑](#footnote-ref-4)
5. [CRPD/C/NLD/RQ/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/NLD/RQ/1) [↑](#footnote-ref-5)
6. www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd/statements-declarations-and-observations [↑](#footnote-ref-6)
7. [CRPD/C/5](http://undocs.org/en/CRPD/C/5). [↑](#footnote-ref-7)
8. [A/72/55](http://undocs.org/en/A/72/55), annex. [↑](#footnote-ref-8)
9. https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd/statements-declarations-and-observations。 [↑](#footnote-ref-9)
10. https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2021/12/CRPD-Statement-25\_11\_2021-End-violence-against-Women-1.pdf。 [↑](#footnote-ref-10)
11. [A/HRC/52/32](http://undocs.org/en/A/HRC/52/32). [↑](#footnote-ref-11)
12. [CRPD/C/1/Rev.1](http://undocs.org/en/CRPD/C/1/Rev.1)、附属書。 [↑](#footnote-ref-12)